

自治研究

第八十七卷 第二號

平成二十三年二月十日発行

論 説

政官関係の変化における議会と行政(二・完)

——議会による統制とその周辺

一橋大学教授 高橋 滋 3

自治体の行財政改革と自治体出資法人の課題(二)

——第三セクター等の概況、指定管理者制度、新公益法人制度改革を中心に

東北公益文科大学教授 出井 信夫 24

経済・社会構造の大転換と政府の役割(二)

——「右肩下がり時代」と「世界金融・経済危機」の中で

名城大学教授 昇 秀樹 57

状態責任の根拠と限界(三)

——ドイツにおける土壌汚染を巡る判例・学説を中心に

上智大学教授 桑原 勇進 76

研 究

マニフェスト選挙と地方自治(四)

九州大学大学院 大西 一史 94

地方財政委員会の創設について(二・完)

明治大学大学院 中村 稔彦 115

行政判例研究〔566〕……………行政判例研究会

八三 商工協同組合の粉飾決算・破産において県に指導監督権不行使の違法を認めた事例……………

国土交通省住宅局主査 板垣 勝彦 131

八四 横浜市立保育園廃止条例制定行為取消請求事件……………

一橋大学教授 高橋 滋 143

資 料……………総務省

地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方(二)……………

158

自治体の行財政改革と自治体出資法人の課題 (二)

— 第三セクター等の概況、指定管理者制度、新公益法人制度改革を中心に —

東北公益文科大学教授 出 井 信 夫

はじめに

- 一 「総務省調査」にみる自治体出資の第三セクター等の概況
- 二 旧自治省通知「第三セクターの指針」及び参議院「第三セクターに関する」審議(以上87巻一号)
- 三 総務省「公益法人・第三セクター等の改革」と地方公共団体財政健全化法
- 四 『公益法人白書』にみる公益法人の現況
- 五 「総務省調査」にみる自治体出資の公益法人の概況(以上、本号)
- 六 酒田市が出捐した公益法人の概況と公益法人の事業・決算概況
- 七 鶴岡市が出捐した公益法人の概況と公益法人の事業・決算概況
- 八 酒田市が出資した営利法人(株式会社・有限会社)の概況と事業・決算概況
- 九 鶴岡市が出資した営利法人(株式会社・有限会社)の概況と事業・決算概況
- 一〇 指定管理者制度の概要と制度の導入状況
- 一一 新公益法人制度の概要と制度の導入状況
- 一二 酒田市及び鶴岡市が出捐・出資した公益法人等の概況と新制度の対応・課題
- 一三 社団法人酒田観光物産協会における新公益法人制度の対応・課題

三 総務省「公益法人・第三セクター等の改革」と地方公共団体財政健全化法

一 地方公社・第三セクターなどに対する旧自治省・総務省の対応

地方公社・第三セクターなどに関しては、平成十一年五月二〇日、旧自治大臣官房総務審議官より、「第三セクターに関する指針について」と題する、いわゆる第三セクターの設立運営に関する指導指針が各都道府県知事・各指定

都市市長宛てに通達され、同時に各都道府県内の各市町村に対しても、この指針の周知徹底が要請された。その後、「第三セクターに関する指針の改定について」と題する通知が平成一五年二月二日に発出された。

さらに総務省自治財政局長より、平成二〇年六月三〇日に「第三セクター等の改革について」と題する通知が、各都道府県知事等に対してなされたことは周知のとおりである。この「第三セクター等の改革について」と題する通知において、健全化判断比率の一つである将来負担比率については、地方公共団体財政健全化法との関係より、大要、次のように指摘されている。

地方公共団体財政健全化法の施行（平成一九年度決算から適用される）を踏まえ、「経済財政改革の基本方針二〇〇八」（平成二〇年六月二七日閣議決定、以下、「基本方針二〇〇八」という）において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の改革を進める」こととして、第三セクター等の改革については、地方公共団体財政健全化法の施行に当たって、基本方針二〇〇八に基づき、第三セクター等の改革を集中的に実施するため、「第三セクター等の資金調達に関する損失補償のあり方について（中間まとめ）」（平成一九年一〇月一七日債務調査研究会報告）及び「地方再生機構（仮称）」研究会最終報告（平成一九年二月二〇日）を踏まえ、下記のとおり、ガイドラインを策定したので通知するとされ、各自治体においては、基本方針二〇〇八、ガイドライン等を踏まえ、第三セクター等の存廃を含めた集中的な改革を進められるようお願いすると要請され、その対策として、政府は、第三セクター等の再生を支援する仕組みとして、「株式会社地域力再生機構法案」を国会に提出し、基本方針二〇〇八においても、「地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、中規模企業や第三セクターの事業再生と面的再生に向けた取組を、第三セクター改革等と連携しながら、地域金融機関や自治体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構を創設する」こととし、さらに、総務省としても、多額の債務を抱える第三セクター等についての処理方策等について、「債務調整等に関する調査研究会」において、課題を整理し対応の検討を開始することとしているので、これらも踏まえ、適切に取り組まれるよ

うお願いすると要請するとともに、第三セクター等の存廃を含めた改革の取組状況等について今後定期的に調査を実施すること、また本通知の位置づけについて、地方自治法第二四五条の四(技術的な助言)に基づくものであることが明示されている。

また、累積債務等により経営が著しく悪化した第三セクター等について、その存廃も含めた改革に関し、年限を切った措置として「平成二〇年度までに外部専門家等で構成される『経営検討委員会』(仮称)を設置し、評価検討を行う」こと及び「その結果検討を踏まえ、平成二一年度までに『改革プラン』(仮称)を策定する」ことを要請しているとし、「地域力再生機構(仮称)」「研究会最終報告書(平成一九年二月二〇日)」は、「現行の『第三セクターに関する指針』を補完する位置づけで、累積債務等により経営が著しく悪化している三セクに関し、新たに、総務省において上記のような内容のガイドラインを策定・通知するとともに、デュー・デリジェンス等に関する機構のノウハウの活用や、事業再生についての機構の活用を、地方公共団体に対して、要請・助言することが適当である」としているとして、今後、地方公共団体財政健全化法に基づく「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」(平成二〇年総務省告示第二四二号)等により、第三セクター(このガイドラインにおいては、自治体が二五%以上出資又は出捐している法人、自治体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他自治体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人をいう)及び地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう)の経営状況が明らかになることを踏まえ、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター及び地方公社の存廃も含めた改革を集中的に進めるため、以下の取組みを平成二一年度までに行うものとする、と次のような事項が明示されている。各事項の詳細については、本通知を参照されたい。⁽⁶⁾

1 経営検討委員会(仮称)の設置

(1) 経営検討委員会(仮称)の設置

(2) 経営検討委員会（仮称）の構成

(3) 地方公共団体間の協力等

2 経営検討委員会（仮称）における調査と評価・検討

(1) 経営検討委員会（仮称）の検討対象の選定

(2) 経営検討委員会（仮称）におけるデュー・デリジェンス等による経営分析と改革案の作成

3 「改革プラン」（仮称）の策定

(1) 「改革プラン」（仮称）の策定

(2) 議会への説明

(3) 住民への情報開示

(4) 「改革プラン」（仮称）の点検評価

二 第三セクター等と地方公共団体財政健全化法の関係

(一) 「地方公共団体財政健全化法」の制定の経緯

平成一八年一二月八日「新しい地方財政再生制度の整備について」と題する「新しい地方財政再生制度研究会」の報告書が発表された。

その後、この報告書を踏まえ、自治体の財政運営に関して種々の観点より議論、検討され、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（地方公共団体財政健全化法）が、第一六六国会（年常会）で平成一九年六月一五日に成立した。

(二) 「地方公共団体財政健全化法」の概要

地方公共団体財政健全化法のポイントについては、大要、次の各事項、すなわち、(1)健全化判断比率の公表等、(2)

財政の早期健全化、(3)財政の再生、(4)公営企業の経営の健全化、に要約される。

(三) 財政健全化の判断基準指標とその概要

地方公共団体財政健全化法における「財政健全化を判断する指標の対象」については、「現行指標の対象範囲」を踏まえて、「フロー指標とストック指標」の観点より、対象とされる会計の範囲は、普通会計にとどまらず自治体と密接に関係する事業活動を行う特別会計などの「公営企業会計」、加えて「自治体の出資法人の外郭団体の債務状況」にまで対象範囲が拡大されたものであり、自治体の事業活動全般を総体的に把握することが目的とされている。

地方公共団体財政健全化法における財政健全性の判断基準指標とは、図1-1(1)に示すように、次の、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率の四つである。

自治体は、健全化比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化比率を公表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければならない。

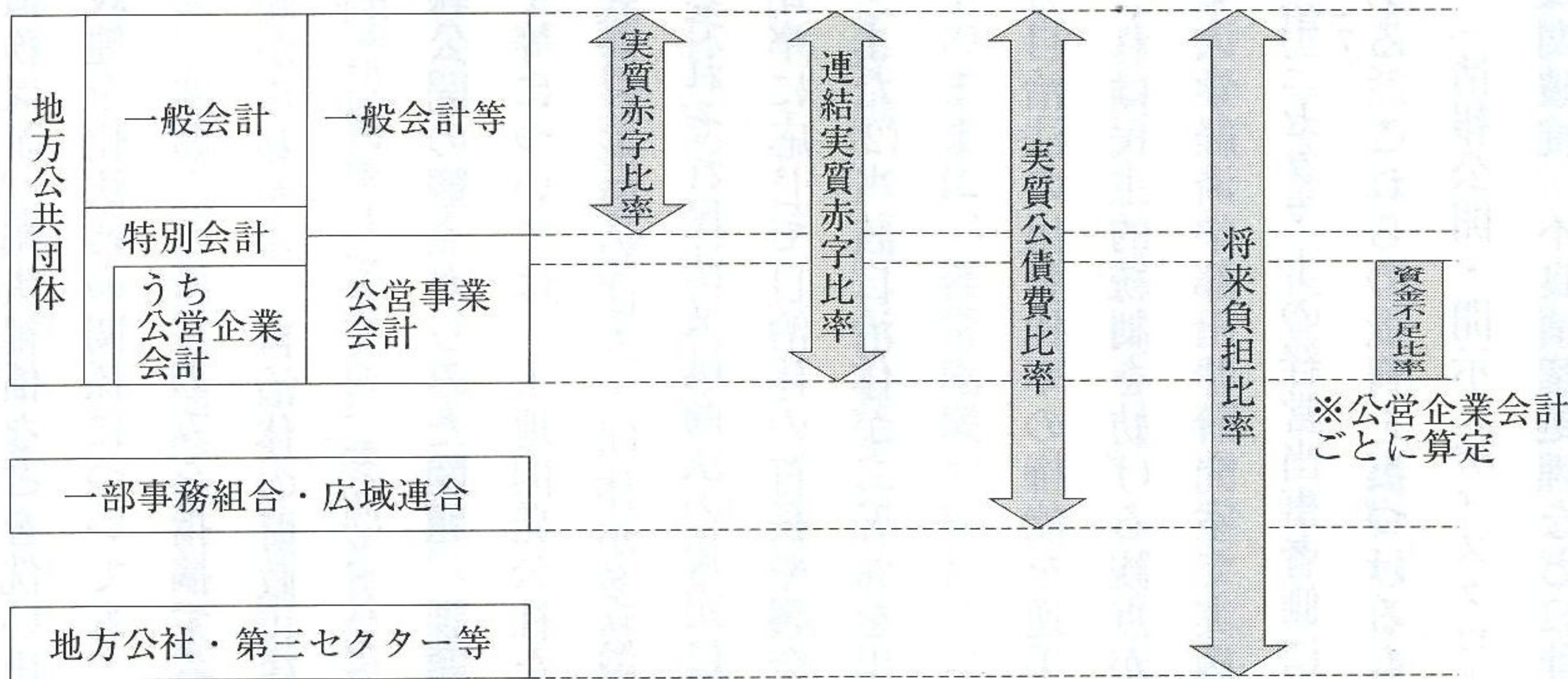
また、再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた三つの比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、財政再生計画を定めなければならない。図1-2は財政の早期健全化、財政の再生における計画目標を図示したものである。

これらの指標は、財政赤字状況の把握と同時に、将来の負担状況や資金不足状況を表す指標で、(1)公営事業に対して必要な繰出金を行わずに普通会計を黒字に見せかけるような会計操作をチェックすること、(2)公営企業や一部事務組合等における事業債残高などの債務が普通会計に及ぼす負担の発生影響を把握すること、(3)地方公社、第三セクターなどにおける自治体の後年度の債務負担などの状況を把握すると同時に、自治体の実質的な財政赤字の状況を監視することが可能であることなど、自治体が財政規律を堅持し、財政情報の公開性、透明性を発揮できるものと期待されている。

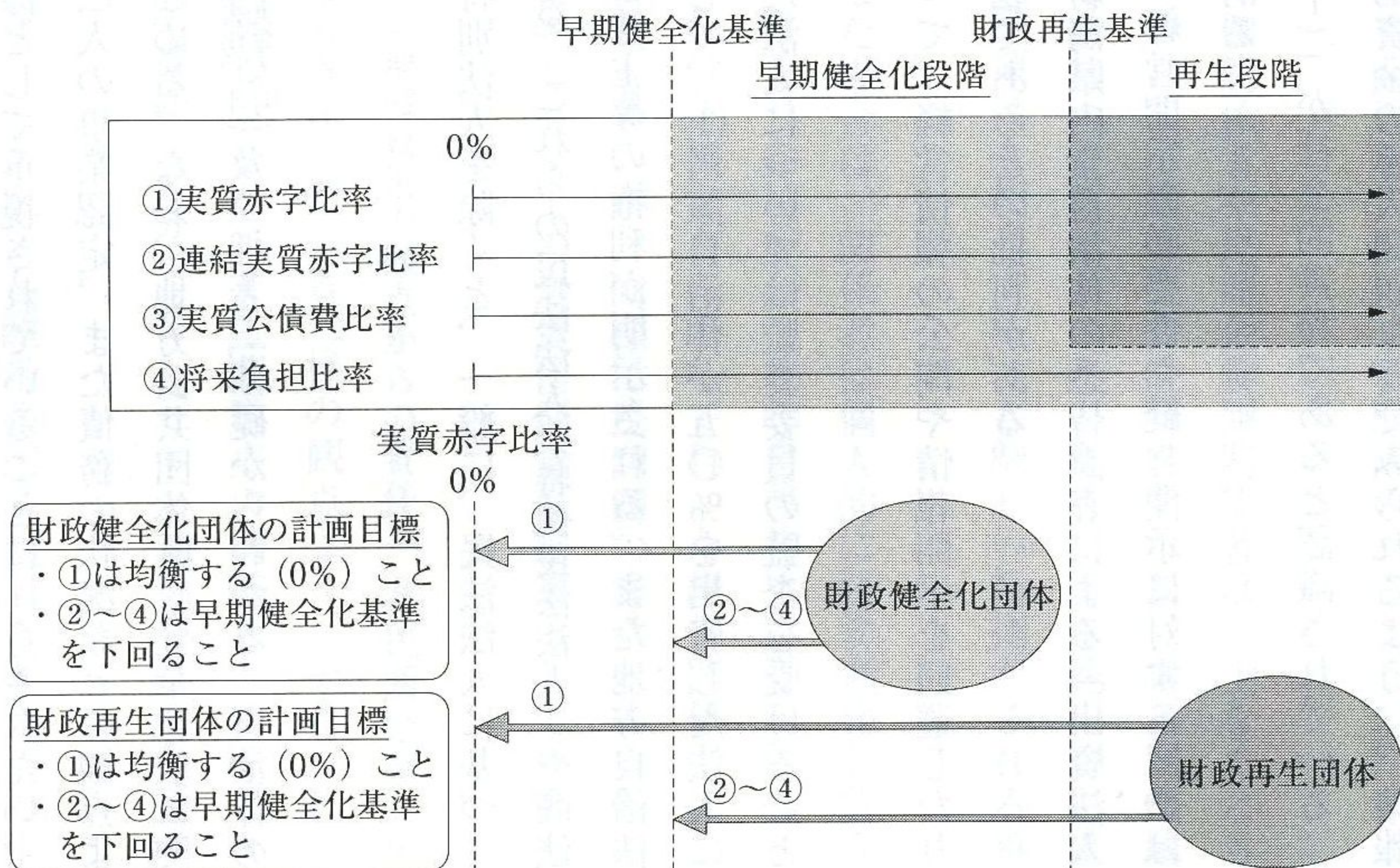
この判定基準指標については、北海道夕張市の例にみるように、公益法人等における債務保証、損失補償など、いわゆる隠れ債務問題等が、自治体財政に大きな影響を及ぼすことから、第三セクター等の後年度負担が大きな問題として認識されている。

このように、地方公共団体財政健全化法との関わりにおける問題としては、財政健全性の判断基準指標のうち、(4)将来負担比率の指標が重要である。この指標は、自治体出資による公益法人等における将来の債務の状況について把握するも

〔図一 1 —(1)〕 健全化判断比率等の対象となる会計



〔図一 1 —(2)〕 財政の早期健全化、財政の再生における計画目標



のであり、公益法人等における債務保証、損失補償などを洗い出す指標として重視されていることに注意されたい。

このように、地方公共団体財政健全化法との関係についても、公益法人の事業認定、また債務の状況などの観点より重要な問題があることについて、問題点の所在のみを指摘するにとどめる。なお、地方公共団体財政健全化法に関する詳細については、拙著『基礎からわかる 自治体の財政再建』(学陽書房、平成一九年六月)及び拙著『基礎からわかる 自治体の財政分析 第一次改訂』(学陽書房、平成二〇年五月)に詳解している。参照されたい。

三 第三セクター等の経営情報公開の観点からみた問題、課題

自治体が出資した第三セクター等については、土地開発公社などの特別法人を除くと、一般に、民法法人に基づく財団法人と商法法人に基づく株式会社形態の法人・団体が多数を占める。これらの民法法人(特例民法法人)や商法法人(会社法法人)については、それぞれ民法又は商法の規定に基づき株主等の権利が明示される。また地方自治法には、自治体の出資法人は出資比率に応じて自治体の首長や議会に対して、(1)当該自治体が出資した法人については経営状況の報告義務が、また(2)当該自治体が出資した法人については監査委員の監査を受けることが明示されている。

しかしながら、実際には、地方自治法の出資比率の権能を逆手にとって、経営情報の公開や情報開示を回避したり拒否するケースが散見される。これは民主的統制を妨げる観点から問題であるとの批判がある。

ちなみに、平成九年度新潟産業大学経済学部出井研究室で実施した新潟県内全自治体の悉皆調査による「出資法人の経営実態調査」においても、「第三セクターの経営当事者側における経営開示の必要性や経営開示に対する認識は極めて低い」という調査結果がある。⁽⁷⁾これらの批判を裏づけるものである。

今日、自治体や民間企業では、「情報公開・開示(ディスクロージャー)」が社会的責務であると認識されている。近年の国政上の住専問題や金融機関破綻、不良債権処理などに伴う公的資金の導入問題などでみられるように、情報

開示の不十分さ、情報公開の不徹底がかえって問題解決を遅らせ、事態や問題をこじらせる原因の一つとなったことは記憶に新しい。

第三セクターの経営当事者は、当然のことながら、出資母体の自治体側関係者や民間企業側関係者は、少なくとも資本金等の出資や基本財産の出捐に「公金（税金）支出」をしたことについて、適切な会計報告を首長、議会、地域住民等に行うことにより、自治体出資法人の経営情報開示をすることは当然の責務であるという考え方を速やかに確立する必要がある。経営情報などを開示しない場合は、「公金の業務上横領にも相当する」と厳しい指摘がされる事態も生じる。

とりわけ、経営情報等を不開示のままに、経営危機や経営破綻が生じた場合は、関係者は個人的に経営責務を負う事態の懸念が指摘される。「私財を提供し、経営責務を負う覚悟のある経営者（代表取締役社長や会長は市町村長の就任が多い）がいる」とは到底考え難い。これは、昨今の金融機関の破綻や経営危機などに際して行った経営関係者の対応をみれば明らかである。出資母体である公共側の首長などの責任の自覚も薄いのが、同様に民間側の経営者の責任の自覚も薄いといえる。無自覚で無責任な経営者が多いことが、端的に第三セクターの無責任経営に結果として現れたに過ぎないことを強く認識すべきである。

地方分権が推進されるに伴い、第三セクターの経営責任は、(1)自治体（地域政策の観点からの責任）、(2)民間企業（出資や経営の観点からの責任）、(3)地域住民（主権者の民意の反映の観点からの責任）の三者三様の観点より、それぞれの責任を明らかにする必要がある。その意味では、「住民監査請求や住民訴訟」などによる問題点の明確化を図ることも一つの方法である。関係者の経営情報などの公開への対応姿勢と説明責任（アカウンタビリティ）を強く自覚する必要がある。関係者の猛省を促すものである。

これら第三セクターに関する次のような事項、すなわち、「わが国の第三セクターと欧米諸国の第三セクターの相

違」「従来型の『第三セクター』方式から市民参加型の『ジョイントセクター』方式への新潮流」「『地方公社』『第三セクター』の定義と設立状況」「第三セクターの経営実態調査にみる問題点と課題」「第三セクターの事業評価の在り方と事業評価・経営評価方法」「第三セクターの法的・民主的統制の基本的問題点と課題」「第三セクター問題に対する旧自治省および国会（参議院）の対応」「第三セクター事業の倒産による再建・清算手続きと対応措置」については、拙著前掲・注（1）書を参照されたい。

今後は、これまでのような庁内レベルの議論や議会レベルの議論にとどまらず、広く市民や学識経験者等の第三者を含めた経営評価委員会等を設置して第三セクター等の出資法人の経営状況について議論検討すると同時に、普通会計及び公営企業会計についても、このような評価委員会等を設置して、財務情報、経営情報の公表を図る中で、今後の自治体の行財政運営のあり方について、大所高所の観点より議論検討することが、自治体財政の破綻回避の要諦であるということを再認識する必要がある。

四 第三セクターの損失補償問題

各自治体においては、このような債務保証や損失補償があるのかないのか、そのような文書が存在していれば明確になるわけであるが、これまでの経緯では、事前にそのような文書が公表されることはまずないといえよう。

筆者が現実に経験した例として先ほど挙げた事例にも見られるように、夕張市のケースとは異なるものの、ある日突然、金融機関側から融資の一括返済を求められ、追加融資が拒否されるなどの表面化により、自治体の財政負担が生ずる事態となるなど看過できない例が幾つか散見されてきた。このような事態を踏まえ、この将来負担比率の判断指標が採用されたと筆者は推察している。

このように、債務保証や損失補償契約などに関する実態がほとんど知られていない中、訴訟問題として発覚した事例で、今後の安易な第三セクターや地方公社の経営に対する警鐘となるであろう。

ちなみに、第三セクター会社に対する損失補償契約に関する契約内容の有効性などが法廷で争われたケースとして、次のような例がある。

平成二二年八月三〇日、「損失契約は無効、金融機関への支払いは差し止め」と、長野県安曇野市が出資した第三セクター会社に対して融資した金融機関に対して市が損失補償をすると契約したのは無効である、と市議が差止めなどを求めた訴訟の判決が、東京高等裁判所であったことが報道された。加藤新太郎裁判長は、「契約は財政援助制限法に違反しており無効である」として、訴えを退けた一審長野地方裁判所の判決を変更して、補償の差止めを命じた判決である。

財政援助制限法は財政安定のため、自治体が会社などの債務を肩代わり「保証契約」を禁じているが、同法に基づいて出費を差し止める判決は異例である。損失補償契約に頼って融資を受けてきた第三セクターや地方公社に対して、今後大きな影響を与えることになるであろう。

判決による旧三郷村（現安曇野市）は、二〇〇三年、約五一％を出資して第三セクター「安曇野菜園」を設立した。その後、同社が銀行などから受けた融資に関して、仮に金融機関側が損失を負った場合、約三億五、〇〇〇万円までの元本や利息を補償すると契約した。

一連の契約について、加藤裁判長は、「制限法が禁じた保証契約と同様の機能を果たす」と判断した。「契約が無効ならば、金融機関側に不測の損害を被らせ、取引の安全を害する」という市側の反論に対して、「効力を認めれば規制の趣旨が失われる」と退けた。

一方、「発生した損失を事後的に補償する契約など、制限法に反しないものもある」とし、損失補償契約すべてが違法とはいえないと指摘した。

判決後、小林純子市議は「市は赤字が続く安曇野菜園の整理を検討中である。その前に補償差し止めが認められた

意義は大きい」と語っている。代理人の中島嘉尚弁護士は「安易な第三セクター経営に対する警鐘になる」と評価している。

宮澤宗弘安曇野市長は、「判決文を熟読して、弁護士とも相談しながら対応を決めたい」としている。

五 地方公社・第三セクターの経営危機・解散問題

(一) 地方公社である「住宅供給公社」の解散問題

地方住宅供給公社は、基本的には第三セクターではないものの、旧自治省において従前より「地方公社の調べ」において調査されてきた自治体が法律に基づいて設立した特別法人である。特別法人には、土地開発公社、道路公社を加えて、法定三公社と呼ばれている。

地方住宅供給公社は、四七都道府県と政令指定都市が設置できるが、一般の市町村では設置できない。地方住宅供給公社と第三セクターとの法的な概念の相違などに関しては、拙著前掲・注(1)書に詳解しているので、同書を参照されたい。

この地方住宅供給公社の一つである茨城県住宅供給公社が、茨城県は総額四九六億円の借入金を抱え事業継続困難になったとして、平成二二年八月二五日、「第三セクター等改革推進債」を三八〇億円発行し、破産させる方針を決めたことが報道された。地方住宅供給公社の借入金が巨額で、自主整理による返済は困難と判断された対応である。

茨城県の地方住宅供給公社の破産は全国で初めてである。自主整理として解散した地方住宅供給公社には、青森、秋田、岩手、福島、富山、岡山の六県の例がある。

茨城県住宅供給公社は、一九六五年に設立され、集合住宅や宅地の分譲販売、賃貸事業を展開してきたが、バブル期に大量購入した土地の価格が大幅に下落したことなどから、二〇〇五年度末で四六〇億円の債務超過に陥った。県はこれまで補助金二七〇億円を投入する一方、公社は保有地売却や賃貸住宅事業の民間移行などを進め、自主解散を

模索していた。

しかしながら、保有地の処分は計画通りに進まず、破産による解散に追い込まれたものである。破産、解散に伴い、県が負担する費用総額は六八〇億円に上る見込みであるといわれている。

国土交通省によれば、民間不動産市場の成長や地価低迷で、各地の住宅供給公社は経営状況が悪化し、平成二一年度は五一公社のうち、一〇公社が債務超過に陥り、福井、滋賀、山口、香川の四県で、今後三年以内の解散が予定されているほか、神奈川県では民営化が検討されているといわれる。

茨城県は、九月県議会で関連議案の議決を得て、同月中にも裁判所に破産手続開始を申請して、「第三セクター等改革推進債」発行で得た資金を民間金融機関や国への返済に充てる予定で、一五年以内に償還する計画であるとされる。この「第三セクター等改革推進債」は、経営状況が悪化した第三セクターや地方公社などの破綻処理を目的にした特例地方債である。

(二) 宮城県住宅供給公社の経営危機問題

筆者は、平成一四年九月七日、仙台放送（フジテレビ系列）が特別番組（三〇分番組）として制作した「知られざる巨大ディペロップ―宮城県住宅供給公社を斬る」と題して放送したテレビ番組に出演して、宮城県住宅供給公社を中心に、公社改革や公社経営の問題、課題、地方住宅供給公社のあるべき方向について解説し、その課題解決の方法などについて示唆した経験がある。

後述するように、地方公共団体財政健全化法においては、このように地方住宅供給公社の巨額な債務返済が困難な状況に陥った結果、これらの債務処理に伴い当該自治体において過大な財政負担の発生による財政悪化や自治体財政が破綻することがないように、財政健全化計画を策定するなどにより、事前に対処することが求められたことがその背景にあり、成立した法律であるといえる。

また、筆者が長年委員を委嘱されている新潟県「県出資法人経営評価委員会」においては、新潟県土地開発公社の二つの公社における類似的業務を踏まえて公社の合併による統廃合が委員会意見として県当局に要請されたが、現在の法律の下では二つの公社の合併による統廃合ができないという状況があるので、法律が改正された後には二つの公社が統廃合するように要請されている。

(三) 第三セクターの経営危機・解散問題

第三セクターの経営危機等や市町村合併等に伴って類似的な業務を実施している第三セクターを統廃合、解散する動きが、近年、活発化する傾向にある。近年の第三セクターの統廃合等に関しては、次の「五『総務省調査』にみる自治体出資の公益法人の概況」で詳解しているので参照されたい。

四 『公益法人白書』にみる公益法人の現況

一 『公益法人白書』にみる公益法人の現況

(一) 公益法人の総数

内閣府編『平成二二年度 特例民法法人白書(旧公益法人白書)』(全国公益法人協会、平成二二年九月)によれば、**〔図1-2〕**に示すとおりである。全国の特例民法法人は二三、八五六法人であり、このうち特例社団法人は一二、三〇八法人、特例財団法人は一一、五四八法人となっている。また、所管類型別に公益法人数をみると、国所管法人は六、四九三法人であり、都道府県所管法人は一七、四八九法人となっている。

ちなみに、総理府『公益法人白書(平成九年度版)』(平成一〇年一月)によれば、平成八年一〇月一日現在の公益法人数は二六、

〇八九法人であり、このうち社団法人は一二、六一八法人、財団法人は一三、四七一法人であった。

最後の公益法人白書と呼ばれた、総務省『公益法人白書(平成二〇年度版)』(平成二〇年九月)より、公益法人の現況につい

て概観すると、平成一九年一〇月一日現在の公益法人数は、二四、六四八法人で、このうち社団法人は一二、五三〇法人、財団法人は一二、一一八法人であった。この約一〇年間には、約二、八〇〇の公益法人が増加したわけである。

前述したように、総務省から発表された平成二一年一二月二五日「第三セクター等の状況に関する調査結果」における自治体が出資した公益法人数は三、八六三法人となっている。したがって、平成二一年一二月一日現在の全特例民法法人二三、八五六法人のうち都道府県所管一七、四八九法人のうち、自治体出資の公益法人は三、八六三法人で、二二・一％を占めていると推定される。

ちなみに、前年度の平成二〇年一二月一日現在では、全特例民法法人は二四、三一七法人であり、このうち都道府県所管は一七、八一八法人となっている。したがって、自治体出資の公益法人は三、九七三法人（平成二〇年三月三十一日現在）、一二・三％を占めていると推定される。

〔図一 2〕 所管類型別法人数

全体		国所管		本省庁所管	
社団	12,308法人	社団	3,572法人	社団	2,160法人
財団	11,548法人	財団	2,921法人	財団	2,688法人
合計	23,856法人	合計	6,493法人	合計	4,848法人
				地方支分部局所管	
				社団	1,413法人
				財団	240法人
				合計	1,653法人
		都道府県所管		都道府県知事所管	
		社団	8,821法人	社団	7,992法人
		財団	8,668法人	財団	5,533法人
		合計	17,489法人	合計	13,525法人
				都道府県教育委員会所管	
				社団	837法人
				財団	3,265法人
				合計	4,102法人

（注）それぞれ共管重複分を除いた実数。

これまでの旧制度においては、全ての公益法人は、その目的・事業の内容や活動の範囲によつて、各所管官庁の監督を受けている。所管官庁は、まず、国と都道府県とに区分される。さらに、国は、本省庁（民法上の主務官庁（一府一省）及び内閣府の外局）と地方支分部局とに区分されている。都道府県については、都道府県知事と都道府県教育委員会とに区分される。

また、目的・事業の内容が複数の官庁の所掌事務に関連する場合には、それらの官庁の「共管」という形で指導監督等が行われることになる。

このように、複数の官庁の指導監督等を受けている公益法人があるため、所管官庁ごとの公益法人数の単純な合計数（述べ数）は、所管官庁間の共官重複数分だけ実際の公益法人数（実数）よりも多くなっている。

周知のように、新公益法人制度は平成二〇年一月より、法の定める期限である平成二五年一月までの五年間については、「一般社団法人・一般財団法人」「公益社団法人・公益財団法人」及び「特例民法法人」が混在した状況になることから、調査時点において、これらの調査の調査時期や発表時期によつて、その間における数値は正確に把握できず、一致しないこともあるということを、あらかじめ認識しておく必要がある。

(二) 公益法人の性格

公益法人は、非営利（構成員に配当を行わない）かつ公益（不特定多数の者の利益を図る）を目的とする法人であるが、その設立に当たっては、所管官庁の裁量が広範であるため、時代及び所管官庁によつて公益性の判断基準が異なっている。また、設立を許可された時点においては公益性があると判断されていた法人であっても、現在の基準から判断すると公益性に乏しい法人、又は公益性が認められない法人も少なからず存在しているといえる。

〔表―6〕は、公益法人を性格別に分類したものである。

各所管官庁において、現在の公益性に関する基準から判断し、法人を性格別に、(1)本来の公益法人、(2)互助・共済

団体等、(3)営利法人等転換候補、(4)その他の四類型に分類したものである。

「本来の公益法人」とは、その目的・事業が現在においても公益性があり、公益法人として十分な資格を持っている法人のことである。これに該当する法人は二〇、一八一法人、公益法人全体の八四・六％である。

「互助・共済団体等」とは、その目的・事業が公益（不特定多数の者の利益を図る）というよりは、むしろ、共益（構成員相互の利益を図る）と考えられる法人のことであり、互助会、共済会、同窓会などが例としてあげられる。これに該当する法人は三、四九四法人、公益法人全体の一四・六％である。

「営利法人等転換候補」とは、その法人の公益事業が営利企業の事業と競合し、又は競合し得る状況となっている法人のことである。これに該当する法人は二六法人、公益法人全体の〇・一％である。これらの法人は公益性を高めたり、新たに公益性の高い事業を付加する措置が講じられていない法人であって、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（平成一〇年一二月四日公益法人等の指導（監督に関する関係閣僚会議幹事会申合せ））に従って、株式会社等に転換することが必要である。

「その他」とは、上記の三分類に従って、法人の性格を調査時点では分類できなかったものである。該当する法人は一五五法人、公益法人全体の〇・六％である。

ちなみに、前述したように、平成二一年度からは、『特例民法法人白書（旧公益法人白書）』として、全国公益法人協会より発刊されている。最新のものは、内閣府編『平成二二年度 特例民法法人白書（旧公益法人白書）』（全国公益法人協会、平成二二年九月）である。特例民法法人の詳細については同書を参照されたい。

〔表一6〕 性格別法人数

所管官庁		性格別法人数				
		法人数	本来の公益法人	互助・共済団体等	営利法人等転換候補	その他
国所管	社団	3,572	3,425	145	1	1
	財団	2,921	2,894	24	1	2
都道府県所管	社団	8,821	6,111	2,628	16	66
	財団	8,668	7,875	699	8	86
合 計		23,856	20,181	3,494	26	155
		比率（％）	84.6	14.6	0.1	0.6

五 「総務省調査」にみる自治体出資の公益法人の概況

一 「民法法人」等の経営状況

(一) 平成二〇年度調査結果

前述した総務省から発表された平成二一年一二月二五日「第三セクター等の状況に関する調査結果」によれば、第三セクター等のうち、(1)自治体等の出資割合が二五%以上の会社法法人・民法法人、(2)出資割合が二五%未満であるものの財政的支援を受けている会社法・民法法人、(3)地方三公社、(4)地方独立行政法人の七、四六七法人から三六法人(第三セクター等のうち、休眠中、設立後間もない等の理由により財務諸表(損益計算書、収支計算書)が作成されていない法人等の三六法人については、「第三セクター等の経営状況」から除かれている)を除いた七、四三一法人(以下、「経営状況等」が調査対象とされている。「表1」は第三セクター等の経営状況について示したものである。

経営状況等調査対象法人七、四三一法人のうち、会社法法人及び民法法人である第三セクター六、四一〇法人についてみると、三、九二四法人(六二・九%)が黒字法人で、二、三二四法人(三七・一%)が赤字法人となっている。

また、社団法人・財団法人三、六三二法人についてみると、二、一八八法人(六〇・五%)が黒字(当期正味財産が増加又は不変)法人で、一、四四三法人(三九・七%)が赤字(当期正味財産が減少)法人となっている。

当期正味財産増加・減少法人数を業務分野別にみると、当期正味財産増加法人数の割合が最も高いのは「運輸・道路」であり、次いで「住宅・都市サービス」が続いている。一方、当期正味財産減少法人数をみると、減少割合の最も高いのは「情報処理」となっている。当期正味財産増加額を業務分野別にみると、「教育・文化」が最も多く、次いで「商工」「地域・都市開発」が続いている。一方、当期正味財産減少額を業務分野別にみると、「教育・文化」が最も多くなっている。

〔表―8〕は純資産又は正味財産の状況について示したものである。

経営状況等調査対象法人七、四三一法人のうち会社法法人及び民法法人である第三セクター六、二三八法人についてみると、資産が負債を上回っている法人は、民法法人三、六三一法人のうち三、五三八法人（九七・四％）であるのに対して、負債が資産を上回っている法人は九三法人（二・六％）となっている。

（二）平成一九年度調査結果

前年度調査についてみると、経営状況等調査対象法

〔表―7〕 経常収支の状況 (単位：億円)

区分	法人数（構成比）	金額	20年度調査	
			法人数（構成比）	金額
第三セクター計	6,238	829	6,410	1,051
（黒字法人）	3,924（62.9％）	1,781	4,240（66.1％）	1,975
（赤字法人）	2,314（37.1％）	▲ 952	2,170（33.9％）	▲ 924
社団法人・財団法人	3,631	230	3,754	254
（当期正味財産増加法人）	2,188（60.3％）	660	2,422（64.5％）	766
（当期正味財産減少法人）	1,443（39.7％）	▲ 429	1,332（35.5％）	▲ 512
会社法法人	2,607	599	2,656	797
（経常黒字法人）	1,736（66.6％）	1,121	1,818（68.4％）	1,209
（経常赤字法人）	871（33.4％）	▲ 523	838（31.6％）	▲ 412
地方三公社	1,149	420	1,173	532
（経常黒字法人）	680（59.2％）	547	662（56.4％）	685
（経常赤字法人）	469（40.8％）	▲ 127	511（43.6％）	▲ 154
地方住宅供給公社	54	246	57	218
（経常黒字法人）	30（55.6％）	274	34（59.6％）	248
（経常赤字法人）	24（44.4％）	▲ 28	23（40.4％）	▲ 30
地方道路公社	42	96	42	189
（経常黒字法人）	37（88.1％）	115	40（95.2％）	191
（経常赤字法人）	5（11.9％）	▲ 18	2（ 4.8％）	▲ 2
土地開発公社	1,053	78	1,074	124
（経常黒字法人）	613（58.2％）	158	588（54.7％）	246
（経常赤字法人）	440（41.8％）	▲ 80	486（45.3％）	▲ 122
地方独立行政法人	44	98	38	88
（経常黒字法人）	40（90.9％）	112	36（94.7％）	99
（経常赤字法人）	4（ 9.1％）	▲ 14	2（ 5.3％）	▲ 11
総計	7,431	1,347	7,621	1,671
（黒字法人）	4,644（62.5％）	2,440	4,938（64.8％）	2,759
（赤字法人）	2,787（37.5％）	▲ 1,093	2,683（35.2％）	▲ 1,089

（注） 1 「経常利益（損失）」：営業利益（損失）＋営業外収益（受取利息等）－営業外費用（支払利息等）
「当期正味財産増加（減少）額」：当期における正味財産（資産－負債）の増加（減少）額
2 平成21年3月31日時点の直近の財務諸表等による。

人七、六二一法人のうち、会社法法人及び民法法人である第三セクター六、四一〇法人についてみると、四、二四〇法人(六六・一%)が黒字法人で、二、一七〇法人(三三・九%)が赤字法人となっている。また、民法法人三、七五四法人についてみると、二、四二二法人(六四・五%)が黒字(当期正味財産が増加又は不変)法人で、一、三三二法人(三五・五%)が赤字(当期正味財産が減少)法人となっている。

また、当期正味財産増加・減少法人数をみると、当期正味財産増加分の割合が最も高いのは「運輸・道路」であり、次いで「公害・自然環境保全」が続いている。一方、当期正味財産減少法人数をみると、減少割合の最も高いのは「情報処理」となっている。

当期正味財産増加額を業務分野別にみると、「教育・文化」が最も多く、次いで「生活衛生」「地域・都市開発」が続いている。一方、当期正味財産減少額を業務分野別にみると、「教育

〔表一 8〕 純資産又は正味財産の状況 (単位: 百万円)

区分	全 体 法 人 数	資産が負債を上回っている法人			負債が資産を上回っている法人		
		法人数	構成比 (%)	純資産額又は正味財産額	法人数	構成比 (%)	純資産額又は正味財産額
第三セクター計	(平21調査)	6,238	5,897	94.5	4,811,574	341	5.5
	(平20調査)	6,410	6,043	94.3	4,859,638	367	5.7
	社団法人・財団法人	3,631	3,538	97.4	2,560,253	93	2.6
	(平21調査)	3,754	3,655	97.4	2,620,641	99	2.6
	(平20調査)	2,607	2,359	90.5	2,251,321	248	9.5
	会社法法人	2,656	2,388	89.9	2,238,997	268	10.1
地方三公社	(平21調査)	1,149	1,081	94.1	2,137,447	68	5.9
	(平20調査)	1,173	1,116	95.1	2,118,640	57	4.9
	地方住宅供給公社	54	43	79.6	555,574	11	20.4
	(平21調査)	57	49	86.0	550,593	8	14.0
	(平20調査)	42	39	92.9	1,177,615	3	7.1
	地方道路公社	42	41	97.6	1,161,222	1	2.4
	(平21調査)	1,053	999	94.9	404,258	54	5.1
	(平20調査)	1,074	1,026	95.5	406,825	48	4.5
地方独立行政法人	(平21調査)	44	44	100.0	828,932	0	0.0
	(平20調査)	38	38	100.0	713,497	0	0.0
総計	(平21調査)	7,431	7,022	94.5	7,777,953	409	5.5
	(平20調査)	7,621	7,197	94.4	7,691,775	424	5.6

・文化」が最も多くなっている。

なお、経営状況等調査対象法人のうち会社法法人及び民法法人である第三セクター六、四一〇法人についてみると、資産が負債を上回っている法人は、民法法人三、七五四法人のうち三、六五五法人（九七・四％）であり、負債が資産を上回っている法人は、九九法人（二・六％）となっている。

二 「民法法人」等の財政的支援の状況

（一）平成二〇年度調査結果

〔表―9〕は第三セクター等の財政的支援の状況について示したものである。

財政的支援の状況についてみると、第三セクター六、二三八法人のうち、自治体から補助金を交付されている法人は二、九二〇法人（四六・八％）であり、交付額総額は三、九二〇億円となっている。

自治体から補助金を交付されている法人の状況についてみると、社団法人・財団法人三、六三一法人のうち自治体から補助金を交付されている法人は二、三六五法人、六五・一％であり、交付額総額は二、九二九億円となっている。会社法法人に比べて、民法法人の方が自治体から補助金を交付されている法人割合及び交付総額は著しく高いことがわかる。

また、〔表―10〕は貸付金残高の状況について示したものである。貸付金残高の状況についてみると、民法法人三、六三一法人のうち、自治体から貸付金を受けている法人は三〇一法人、八・三％で、貸付金残高の総額は一兆七、九六一億円となっている。

〔表―11〕は第三セクター等の損失補償契約・債務保証に係る債務残高の状況について示したものである。金融機関等からの借入に対して、出資自治体が金融機関等と締結している損失補償契約に係る債務残高を有する法人及び自治体が債務保証を行っている第三セクターや地方三公社等についてみると、一、二三二法人で、全体の一六・六％と

なっている。とりわけ、地方三公社は一、一四九公社のうち損失補償契約や債務保証が行われている法人は七六七法人、六六・八％で、債務残高の総額は五兆六、四七八億円となっている。一方、民法法人三、六三一法人のうち損失補償契約や債務保証が行われている法人は二七〇法人、七・四％で、債務残高の総額は一兆四、六九二億円となっている。

(一) 平成一九年度調査結果

[表一9] 財政的支援の状況

(単位：百万円)

区分	21年度調査						20年度調査					
	全体 法人数	補助金 交付該 当法人 数	経常収 益へ計 上して いる法 人数	構成比 (%)	経常収 益計上 法人構 成比 (%)	交付額	全体 法人数	補助金 交付該 当法人 数	経常収 益へ計 上して いる法 人数	構成比 (%)	経常収 益計上 法人構 成比 (%)	交付額
第三セクター計	6,238	2,920	2,736	46.8	43.9	392,006	6,410	3,020	2,836	47.1	44.2	358,466
社団法人・財 団法人	3,631	2,365	2,350	65.1	64.7	292,931	3,754	2,451	2,434	65.3	64.8	300,878
会社法人	2,607	555	386	21.3	14.8	99,076	2,656	569	402	21.4	15.1	57,588
地方三公社	1,149	261	256	22.7	22.3	45,874	1,173	266	257	22.7	21.9	53,745
地方住宅供給 公社	54	37	37	68.5	68.5	21,698	57	41	41	71.9	71.9	20,473
地方道路公社	42	13	13	31.0	31.0	10,060	42	13	13	31.0	31.0	12,306
土地開発公社	1,053	211	206	20.0	19.6	14,116	1,074	212	203	19.7	18.9	20,965
地方独立行政法人	44	44	44	100.0	100.0	159,786	38	37	37	97.4	97.4	138,469
総計	7,431	3,225	3,036	43.4	40.9	597,666	7,621	3,323	3,130	43.6	41.1	550,680

496,243

〔表一10〕 貸付金残高の状況 (単位：百万円)

区分	21年度調査				20年度調査			
	全体 法人数	貸付の状況			全体 法人数	貸付の状況		
		貸付を 受けて いる法 人数	構成 比 (%)	残高		貸付を 受けて いる法 人数	構成 比 (%)	残高
第三セクター計	6,238	589	9.4	2,860,851	6,410	631	9.8	2,678,030
社団法人・財 団法人	3,631	301	8.3	1,796,121	3,754	319	8.5	1,569,293
会社法法人	2,607	288	11.0	1,064,730	2,656	312	11.7	1,108,737
地方三公社	1,149	383	33.3	1,775,365	1,173	397	33.8	1,832,448
地方住宅供給 公社	54	30	55.6	664,825	57	30	52.6	637,911
地方道路公社	42	25	59.5	574,446	42	27	64.3	586,948
土地開発公社	1,053	328	31.1	536,095	1,074	340	31.7	607,589
地方独立行政法人	44	13	29.5	21,239	38	8	21.1	13,257
総計	7,431	985	13.3	4,657,455	7,621	1,036	13.6	4,523,734

〔表一11〕 損失補償契約・債務保証契約に係る債務残高の状況 (単位：百万円)

区分	21年度調査				20年度調査			
	全体 法人数	債務残高状況			全体 法人数	債務残高状況		
		残高を 有する 法人数	構成 比 (%)	残高		残高を 有する 法人数	構成 比 (%)	残高
第三セクター計	6,238	465	7.5	1,830,614	6,410	491	7.7	1,941,661
社団法人・財 団法人	3,631	270	7.4	1,469,169	3,754	287	7.6	1,511,372
会社法法人	2,607	195	7.5	361,445	2,656	204	7.7	430,289
地方三公社	1,149	767	66.8	5,647,789	1,173	807	68.8	6,046,926
地方住宅供給 公社	54	20	37.0	547,910	57	22	38.6	590,791
地方道路公社	42	41	97.6	2,156,415	42	41	97.6	2,200,187
土地開発公社	1,053	706	67.0	2,943,464	1,074	744	69.3	3,255,947
地方独立行政法人	44	0	0.0	0	38	0	0.0	0
総計	7,431	1,232	16.6	7,478,404	7,621	1,298	17.0	7,988,587

前年度調査について、財政的支援の状況についてみると、第三セクター六、四一〇法人のうち、自治体から補助金を交付されている法人は三、〇二〇法人(四七・一%)であり、交付額総額は三、五八五億円となっている。

自治体から補助金を交付されている法人の状況についてみると、民法法人三、七五四法人のうち自治体から補助金を交付されている法人は二、四五一法人、六五・三%であり、交付額総額は三、〇〇八億円となっている。会社法法人に比べて、民法法人の方が自治体から補助金を交付されている法人割合及び交付額総額は著しく高いことがわかる。

また、貸付金残高の状況についてみると、民法法人三、七五四法人のうち、自治体から貸付金を受けている法人は三一九法人、八・五%で、貸付金残高の総額は一兆五、六九二億円となっている。第三セクター等の損失補償契約・債務保証に係る債務残高の状況について、金融機関等からの借入に対して、出資自治体が金融機関等と締結している損失補償契約に係る債務残高を有する法人及び自治体が債務保証を行っている第三セクターや地方三公社等についてみると、一、二九八法人で、全体の一七・〇%となっている。とりわけ、地方三公社は一、一七三公社のうち損失補償契約や債務保証が行われている法人は八〇七法人、六八・八%で、債務残高の総額は六兆四六九億円となっている。一方、民法法人三、七五四法人のうち損失補償契約や債務保証が行われている法人は二八七法人、七・六%で、債務残高の総額は一兆五、一一三億円となっている。

三 「民法法人」等の「公の施設の管理運営」状況

(一) 平成二〇年度調査結果

〔表12〕は、第三セクターによる公の施設の管理運営状況について示したものである。

第三セクター等七、五三五法人のうち「指定管理者たる法人」は二、八六九法人で、全体の三八・一%にあたる。このうち社団法人・財団法人三、八六三法人についてみると、「指定管理者たる法人」は一、六五〇法人で四二・七%にあたる。

なお、前年度の平成一九年度の調査においては、二〇年度の調査と区分が異なる点に留意されたい。これは新公益法人制度の導入後において、新制度と旧制度の公益法人の捉え方の相違によるものである。

〔表一12〕 第三セクターによる施設の管理運営状況

(1) 法人形態別状況 (平成21年 3 月31日現在)

区分	平成21年度調査			平成20年度調査		
	全体法人数	指定管理者たる法人	構成比 (%)	全体法人数	指定管理者たる法人	構成比 (%)
社団法人・財団法人	3,863	1,650	42.7	3,973	1,699	42.8
公益・一般社団法人	75	28	37.3	社団 414 財団 3,559	社団 73 財団 1,626	社団 17.6 財団 45.7
公益・一般財団法人	709	412	58.1			
特例民法法人	3,079	1,210	39.3			
会社法法人	3,672	1,219	33.2	3,713	1,221	32.9
株式会社	3,377	1,064	31.5	3,404	1,062	31.2
その他会社法法人	295	155	52.5	309	159	51.5
総計	7,535	2,869	38.1	7,686	2,920	38.0

(2) 業務分野別状況

業務分野	平成21年度調査			平成20年度調査		
	全体法人数	指定管理者たる法人	構成比 (%)	全体法人数	指定管理者たる法人	構成比 (%)
合計	7,535	2,869	38.1	7,686	2,920	38.0
地域・都市開発	495	171	34.5	516	182	35.3
住宅・都市サービス	116	20	17.2	116	21	18.1
観光・レジャー	1,275	880	69.0	1,303	898	68.9
農林水産	1,330	408	30.7	1,352	408	30.2
商工	741	192	25.9	741	194	26.2
社会福祉・保健医療	457	145	31.7	479	153	31.9
生活衛生	296	38	12.8	303	38	12.5
運輸・道路	460	53	11.5	450	52	11.6
教育・文化	1,122	746	66.5	1,137	751	66.1
公害・自然環境保全	73	18	24.7	77	19	24.7
情報処理	97	6	6.2	107	6	5.6
国際交流	116	28	24.1	118	31	26.3
その他	957	164	17.1	987	167	16.9

(二) 平成一九年度調査結果

前年度調査についてみると、「表―13」は、第三セクターによる公の施設の管理運営状況について示したものである。第三セクター等七、六八六法人において、「主たる事業として公の施設の管理運営を行っている法人」は二、五二三法人で、全体の三二・八％にあたる。このうち民法法人三、九七三法人において、「主たる事業として公の施設の管理運営を行っている法人」をみると、一、四五一法人で三六・五％にあたる。

また、「指定管理者として公の施設の管理運営を行っている法人」は二、九二〇法人で、全体の三八・〇％にあたる。このうち民法法人についてみると、一、六九九法人で、四二・八％にのぼる。ちなみに、民法法人三、九七三法人のうち、「主たる事業として公の施設の管理運営を行っている法人」一、四五

[表―13] 第三セクターによる公の施設の管理運営状況

(1) 法人形態別状況 (平成20年3月31日現在)

区分	法人数	主たる事業として公の施設の管理運営を行っている法人				主たる事業ではないが、行っている法人				行っていない法人	
		指定管理者として行っている法人	割合(%)	指定管理者ではないが行っている法人	割合(%)	指定管理者として行っている法人	割合(%)	指定管理者ではないが行っている法人	割合(%)		割合(%)
会社法法人	3,713	1,072	24.5	163	4.4	468	8.4	156	4.2	2,173	58.5
民法法人	3,973	1,451	31.9	184	4.6	568	10.9	136	3.4	1,954	49.2
第三セクター計	7,686	2,523	28.3	347	4.5	1,036	9.7	292	3.8	4,127	53.7

指定管理者として公の施設の管理を行っている法人

2,920

(2) 業務分野別状況

業務分野	法人数	主たる事業として公の施設の管理運営を行っている法人					主たる事業ではないが、行っている法人					行っていない法人	
		うち、指定管理者として行っている法人	割合(%)	うち、指定管理者ではないが行っている法人	割合(%)		うち、指定管理者として行っている法人	割合(%)	うち、指定管理者ではないが行っている法人	割合(%)		割合(%)	
地域・都市開発	516	153	124	24.0	29	5.6	98	58	11.2	40	7.8	265	51.4
住宅・都市サービス	116	19	16	13.8	3	2.6	11	5	4.3	6	5.2	86	74.1
観光レジャー	1,303	861	791	60.7	70	5.4	147	107	8.2	40	3.1	295	22.6
農林水産	1,352	302	235	17.4	67	5.0	237	173	12.8	64	4.7	813	60.1
商工	741	117	92	12.4	25	3.4	130	102	13.8	28	3.8	494	66.7
社会福祉・保健医療	479	110	91	19.0	19	4.0	71	62	12.9	9	1.9	298	62.2
生活衛生	303	59	24	7.9	35	11.6	36	14	4.6	22	7.3	208	68.6
運輸・道路	450	54	31	6.9	23	5.1	34	21	4.7	13	2.9	362	80.4
教育・文化	1,137	665	622	54.7	43	3.8	156	129	11.3	27	2.4	316	27.8
公害・自然環境保全	77	18	13	16.9	5	6.5	13	6	7.8	7	9.1	46	59.7
情報処理	107	3	2	1.9	1	0.9	7	4	3.7	3	2.8	97	90.7
国際交流	118	18	16	13.6	2	1.7	22	15	12.7	7	5.9	78	66.1
その他	987	144	119	12.1	25	2.5	74	48	4.9	26	2.6	769	77.9
計	7,686	2,523	2,176	28.3	347	4.5	1,036	744	9.7	292	3.8	4,127	53.7

指定管理者として公の施設の管理を行っている法人

2,920

一法人と、「主たる事業ではないが、行っている法人」五六八法人の両法人を合わせると二、〇一九法人であり、五〇・八%と半数の民法法人が公の施設の管理運営を行っていることがわかる。

四 「民法法人」等の情報公開・経営の点検評価の取組み

〔表14-1〕は、第三セクター等の情報公開等の状況について示したものである。

経営状況等調査対象法人七、四三一法人のうち、「積極的に情報公開を行っている」法人の割合は、合計すると五、六七一法人で、七六・三%に達するが、前年度調査に比べると約一〇%減少傾向にある。

このように、第三セクター等の情報公開等の状況については積極的に情報公開がされているという回答が多いものの、「条例・要綱等を設けている」法人の割合をみると、〔表14-2〕に示すように、三、四一五法人、四六・〇%にとどまっており、前年度調査に比べると減少傾向にある。この回答結果をみる限り、情報公開のあり方については検討する必要がある。

〔表15〕は、第三セクター等の経営の点検評価について実施状況を示したものである。

経営状況等調査対象法人七、四三一法人のうち、第三セクター等の経営に関して、有識者等から構成される「第三者委員会等」により、定期的に経営の点検評価を実施している法人は、第三セクター等の全体で一、七三五法人、二三・三%となっている。とりわけ、市区町村の出資に係るものについてみると、わずかに四三七法人、八・六%にすぎない。

第三セクター等の経営点検評価については、地方公共団体財政健全化法との関連から考えても、自治体の職員による点検評価にとどまらず、「第三者委員会等」を設置することにより、第三セクター等の経営点検評価の実施が必要であることを再認識する必要があるといえる。

ちなみに、筆者が委員として参加している「新潟県出資法人経営評価委員会」は、平成一三年度より継続して開催

〔表―14―(1)〕 第三セクター等の情報公開に関する状況

区分	21年度調査			20年度調査		
	全体法人数	積極的に情報公開を行っている法人数	構成比(%)	全体法人数	積極的に情報公開を行っている法人数	構成比(%)
都道府県	1,868	1,748	93.6	1,914	1,806	94.4
指定都市	505	494	97.8	497	481	96.8
市区町村	5,058	3,429	67.8	5,210	4,216	80.9
総計	7,431	5,671	76.3	7,621	6,503	85.3

(注) 本調査では、情報公開請求に基づく情報公開又は議会報告のみを行っている場合は、情報公開を行っているとはみなさないこととしている。

〔表―14―(2)〕 第三セクター等の条例・要綱等設置状況

区分	21年度調査			20年度調査		
	全体法人数	条例・要綱等を設けている法人数	構成比(%)	全体法人数	条例・要綱等を設けている法人数	構成比(%)
都道府県	1,868	1,361	72.9	1,914	1,443	75.4
指定都市	505	457	90.5	497	443	89.1
市区町村	5,058	1,597	31.6	5,210	1,836	35.2
総計	7,431	3,415	46.0	7,621	3,722	48.8

されている第三者委員会である。この委員会における議論や検討内容等の詳解については紙幅の関係で省略する。平成二二年度の委員会において、検討、議論する内容としては、「平成二二年度見直し」の視点として、県出資法人における経営評価を行うとともに、公益法人改革への対応について、「新たな公益法人制度への適切な移行」（平成二五年十一月まで）をスムーズに行うため、「社会情勢の変化に応じ

〔表―15〕 第三セクターの経営の点検評価

(平成21年 3 月31日現在)

区分	21 年度調査					20 年度調査				
	全体法人数	点検評価が行われている法人数	構成比(%)	点検評価が行われていない法人数	構成比(%)	全体法人数	点検評価が行われている法人数	構成比(%)	点検評価が行われていない法人数	構成比(%)
都道府県	1,868	928	49.7	940	50.3	1,914	892	46.6	1,022	53.4
指定都市	505	370	73.3	135	26.7	497	344	69.2	153	30.8
市区町村	5,058	437	8.6	4,621	91.4	5,210	410	7.9	4,800	92.1
総計	7,431	1,735	23.3	5,696	76.7	7,621	1,646	21.6	5,975	78.4

た新たな見直しとして、次のような観点より、二二年度の経営評価委員会が開催される。主な検討事項として次のようなものが予定されている。

(1) 公益法人制度改革に伴う必要な見直し

・ 出資者である

県として、法

人に公益性・

必要性がある

かを改めて検

討

(2) 出資法人に

対する県支出

金（補助金・

委託料）を重

点的に点検評

価

(ア) 県支出金充

当事業の精査

・ 県の期待する

事業効果があ

〔表—16—(1)〕 第三セクター等の廃止の状況

区分	理由							件数
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	
平21廃止法人	78	8	8	38	26	3	27	188
平20廃止法人	62	12	4	32	14	8	32	164

理由

- ア 既に事業の目的を達成（予定していた業務が終了）しているため
イ 他に類似の業務を行う第三セクター等があるため
ウ 経営状況は順調であったが、事業の目的が達成できないため
エ 経営状況が低調で、改善が困難であるため
オ 指定管理者制度の活用により、業務が失われたため
カ 市町村合併のため
キ その他

〔表—16—(2)〕 第三セクター等の統合の状況

区分	理由						件数	統合前 法人数 (A)	統合後 法人数 (B)	差引 A－B
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ				
平21統合法人	8	0	10	1	2	1	22	44	22	22
平20統合法人	11	1	20	0	3	0	35	78	35	43

理由

- ア 類似の業務を行う第三セクター等であるため
イ 広域的な共同設立が望ましいと考えられるため
ウ 組織の効率化、経営の合理化等のため
エ 指定管理者制度の活用のため
オ 市町村合併のため
カ その他

〔表—16—(3)〕 第三セクター等の出資引揚げの状況

区分	理由				件数
	ア	イ	ウ	エ	
平21出資引揚法人	4	16	0	14	34
平20出資引揚法人	7	16	1	8	32

理由

- ア 既に目的を達成したため
イ 経営上、公的関与の必要性がなくなったため
ウ 出資地方公共団体の財政事情によるため
エ その他

るか

- ・県支出金を充ててもやる必要があるか

(イ) 他の実施主体への移行の検討

- ・随意契約による委託料支出は適正か

- ・民間事業者やNPO法人等でできないか

- ・県直営で実施した方が効率的でないか

(ウ) 県職員の派遣や法人役員就任の再検討

この新潟県出資法人経営評価委員会は、旧自治省から平成一一年に通知された「第三セクターの指針」が出されたことを受けて、平成一三年度より開催されてきたものである。

この委員会におけるこれまでの検討事項や検討内容等については、公益法人改革において、自治体出資法人の経営評価に対する議論、検討内容、また法人のあり方などについて、全国の自治体出資法人において極めて参考となるといえる。それらについては、稿を改めて、別途、詳解、論述したいと考えている。

また、公益認定等委員会への申請等において、公益法人制度改革の要点、留意点、さらに申請手続における問題、課題などについて、筆者は地元の社団法人酒田観光物産協会の公益認定制度検討委員会より相談を受けた。この社団法人酒田観光物産協会は酒田市が出捐した特例民法法人ではないが、酒田市から委託事業や事業費補助が支出されている団体であり、また「公の施設」を管理運営する指定管理者である。自治体に関係深い団体における公益認定等委員会への申請等における問題、課題などを検討する代表的な事例として、検討内容などについて後述する。各自治体や法人の参考になれば幸いである。

五 「民法法人」等の統廃合等の状況と法的整理の状況

[表―17] 第三セクター等の法的整理の状況

(1) 平成20年度中に法的整理を申し立てた法人数

区分	法人数	整理方法					平20 法人数
		会社更生	民事再生	特定調停	特別清算	破産	
社団法人 財団法人	1	0	0	0	0	1	2
会社法法人	13	1	2	0	4	6	18
合計	14	1	2	0	4	7	20

(2) 法的整理申立法人数の推移

区分	平16	平17	平18	平19	平20	平21
社団法人 財団法人	0	2	3	0	2	1
会社法法人	22	15	14	16	18	13
地方三公社	4	0	0	0	0	0
合計	26	17	17	16	20	14

(3) 法的整理を申し立てた法人の概要
(都道府県・指定都市に係る分)

所在地	法人名	事業内容	出資地方公共団 体名	出資額及び出資割合	資産 (百万円)	負債 (百万円)	純資産 (百万円)	整理 方法	申立日
岩手県	八幡平観光(株)	旅客自動車運送事業、索道運送事業（八幡平スキー場）等	①岩手県 ②岩手県八幡平市	①73.5百万円（24.7%） ②7.5百万円（2.5%）	889	1,092	▲203	破産	平21. 2. 6
滋賀県	(財)びわ湖レイクラ ロントセンター	(独) 水資源機構が所有する烏丸半島（草津市下物町所在）の土地の整備及び利活用	①滋賀県 ②滋賀県草津市	①10百万円（33.3%） ②10百万円（33.3%）	51	1,171	▲1,121	破産	平20. 9. 4
大阪市	(株)大阪ワールト レードセンタース ビルディング	オフィスビルの賃貸	大阪市	19,000百万円（73.4%）	16,885	64,482	▲47,596	会社 更生	平21. 3. 26
岡山市	岡山駅前第一ビル (株)	岡山駅前地区第一種市街地再開発事業（「ドレミの街」）の管理運営	岡山市	5百万円（10.0%）	422	2,117	▲1,695	特別 清算	平20. 12. 22

北九州市	(株)エフエム九州	超短波放送（エフエムラジオ放送）	①北九州市 ②福岡県	①1百万円（1.0%） ②1百万円（1.0%）	不明	不明	不明	特別清算	平20. 10. 6
------	-----------	------------------	---------------	----------------------------	----	----	----	------	------------

(市区町村に係る分)

所在地	法人名	事業内容	出資地方公共団体名	出資額及び出資割合	資産 (百万円)	負債 (百万円)	純資産 (百万円)	整理方法	申立日
岩手県北上市	(株)ホテルニューグェール北上	ホテル業、飲食店の経営等	岩手県北上市	100百万円（22.3%）	2,793	3,852	▲1,059	民事再生	平20. 8. 21
岩手県釜石市	(株)サンロック	カレイ及びチャウザメ類の種苗生産及び加工並びに販売等	①岩手県釜石市 ②岩手県大槌町及び旧三陸町	①15百万円（26.3%） ②10百万円（17.5%）	29	239	▲209	特別清算	平20. 10. 21
京都府与謝野町	(株)リフレッシュ丹後	与謝野町食と健康の拠点施設リフレかやの里管理運営	京都府与謝野町	30百万円（48.4%）	不明	不明	不明	破産	平21. 1. 27
兵庫県宝塚市	宝塚まちづくり(株)	市街地再開発「逆瀬川アピア1・2」商業床の賃貸借業務等	兵庫県宝塚市	85百万円（47.5%）	不明	不明	不明	破産	平21. 1. 27
島根県飯南町	(株)琴引フォレストパーク	スキー場運営事業等	①島根県飯南町 ②島根県 ③他2団体	①28百万円（53.7%） ②2百万円（3.8%） ③1百万円（1.9%）	19	3,154	▲3,135	特別清算	平20. 9. 5
岡山県井原市	(株)井原エントープライズ	井原ゴルフ倶楽部の運営	岡山県井原市	110百万円（4.1%）	不明	不明	不明	民事再生	平20. 7. 28
広島県江田島市	(有)おきみウエストマリン	宿泊施設の管理運営	広島県江田島市	2百万円（53.3%）	6,493	66,842	▲60,349	破産	平21. 1. 16
長崎県対馬市	(株)対馬物産開発	農産物・海産物・林産物の製造、加工及び販売の輸出入業	長崎県対馬市	77百万円（77.5%）	22	563	▲542	破産	平20. 6. 27
沖縄県名護市	(株)沖縄県種苗センター	果樹、花き増殖育成及び販売	①沖縄県名護市 ②沖縄県	①4百万円（5.7%） ②3百万円（4.3%）	9	288	▲280	破産	平21. 1. 21

〔表―16―(1)〕は第三セクター等の廃止の状況について、〔表―16―(2)〕は第三セクター等の統合の状況について、〔表―16―(3)〕は第三セクター等の出資引揚げの状況について示したものである。

第三セクター等の統廃合の状況についてみると、平成二〇年度中に廃止が一八八件、統合が二二件（統合前四四法人、統合後二三法人）、出資引揚げが三四件となっている。

その理由については、廃止の場合は「既に事業の目的を達成（予定していた業務が終了）しているため」、統合の場合は「組織の効率化、経営の合理化等のため」、出資の引揚げの場合は「経営上、公的関与の必要性がなくなったため」という理由が最も多くなっている。

ちなみに、〔表―17〕に示すように、平成二〇年度中に「法的整理を申し立てた法人」は一四法人ある。また、同表の(2)は「法的整理を申し立てた法人」の推移を示したものであり、(3)は「法的整理を申し立てた法人」の概要を示したものである。

(6) 「第三セクター等の改革について」と題して、総務省自治財政局長より各都道府県知事・各指定都市市長宛てに出された通知、平成二〇年六月三〇日。

(7) 前掲・注(1) 書二五五―二六一頁。

(つづく)